

令和8年3月

高砂市耐震改修促進計画の計画期間延長について

高砂市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」に基づく「高砂市耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っております。

本市における耐震改修促進計画を改定するにあたっては、兵庫県が定める「兵庫県耐震改修促進計画」の内容を踏まえ、うえて検討する必要があるため、兵庫県耐震改修計画が改定される令和7年度の翌令和8年度に改定し、公表する予定です。

そのため、令和7年度までとしている高砂市耐震改修促進計画の計画期間を1年延長し、令和8年度までとします。

【計画期間の延長】

現 計 画 期 間：平成 28 年度 ～ 令和 7 年度

変更後計画期間：平成 28 年度 ～ 令和 8 年度